

平成 29 年度
ツキノワグマ管理検討委員会

日 時 平成 29 年 10 月 24 日（火） 10：00～12：00

場 所 岩手県民情報交流センター アイーナ

研修室 810 号

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介および議長選出

4 議 事

(1) 平成 29 年度ツキノワグマ管理施策の取組状況について

(2) 平成 29-30 年次ツキノワグマ捕獲上限数について

(3) その他

① 狩猟期間の変更について

② ツキノワグマの出没に関する注意報等発表要領の改正について

③ 錯誤捕獲の対応について

5 閉 会

ツキノワグマ管理検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1 本県に生息するツキノワグマ地域個体群の管理全般について検討し、もって人とツキノワグマとの共存に資するため、「ツキノワグマ管理検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び変更に関する事
- (2) 個体数管理に関する事
- (3) 生息環境の整備に関する事
- (4) 被害防除対策に関する事
- (5) モニタリング調査に関する事。
- (6) その他ツキノワグマの管理に関する事。

(組織)

第3 委員会は、委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、関係団体及び行政機関等で委員会の運営に必要と認められる者のうちから、環境生活部長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により決定する。
- 4 委員長は会務を総括し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから予め委員長が指名する委員が、その職務を代行する。
- 6 委員会の検討事項を専門的に審議するため、必要に応じて委員会に委員若干名をもって構成する専門部会を置くことができる。

(任期)

第4 委員の任期は委嘱の日から、その日を含むツキノワグマ管理計画の期間が満了する日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5 委員会は、必要に応じて環境生活部長が招集する。

- 2 環境生活部長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、環境生活部自然保護課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 12 月 24 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 3 月 16 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 4 月 6 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 4 月 25 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 5 月 13 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 9 月 25 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 5 月 26 日から施行する。

ツキノワグマ管理検討委員会委員出席者名簿

区分	所 属	職 名	氏 名	備 考
学識 経験者	東北地域環境計画研究会	会 長	由 井 正 敏	
	国立大学法人岩手大学	名 誉 教 授	青 井 俊 樹	
	盛岡市動物公園	園 長	辻 本 恒 徳	欠席
	合 同 会 社 東北野生動物保護管理センター	代 表	宇 野 壮 春	
関係 団体	岩手県鳥獣保護管理員協議会	会 長	藤 澤 富 男	
	公益社団法人岩手県猟友会	専 務 理 事	菅 野 範 正	
	岩手県森林組合連合会	業 務 部 長	深 澤 明 広	欠席
	全国農業協同組合連合会 岩手県本部資材部	資材部次長兼 営農技術課長	小 川 義 則	欠席
研究 団体	岩手県ツキノワグマ研究会	事 務 局 長	藤 村 正 樹	
行政 機関	東北森林管理局 計画保全部課	課 長	菅 野 敏 裕	
	岩手県農林水産部 農業振興課	担い手対策課長	中 村 英 明	
	岩手県農林水産部 森林整備課	整 備 課 長	及 川 竜 一	欠席
	岩手県警察本部生活安全部 生活環境課	参 事 兼 課 長	千 葉 和 幸	代理出席 課長補佐：柁本貴徳
市町 村	盛岡市環境部環境企画課	課 長	千 葉 信 幸	
	遠野市農林畜産部 農業振興課	課 長	阿 部 順 郎	欠席
	八幡平市農林課	課 長	高 橋 政 典	代理出席 課長補佐：田村泰彦
	岩手県農林水産部 林産課	課 長	佐 藤 太 一	

平成 29 年度
ツキノワグマ管理検討委員会

本文資料 目次

【報告事項】

平成 29 年度の取組状況

1. 個体数管理…………… 1
2. 生息環境整備…………… 2
3. 被害防除対策…………… 3
4. モニタリング調査…………… 5
5. 隣接県との調整…………… 7

【協議事項】

1. 平成 29-30 年次のツキノワグマ捕獲上限数について …… 8

【その他】

1. 狩猟期間の変更について……………別紙 1
2. ツキノワグマの出没に関する注意報等発表要領の改正について
……………別紙 2

【報告事項】

平成 29 年度ツキノワグマ保護管理施策の取組み状況

1 個体数管理

(1) 捕獲数管理 資料 1-1, 1-2, 1-3

1) 平成 28-29 年管理年次（平成 28 年 11 月 15 日～平成 29 年 11 月 14 日）

捕獲上限数および捕獲状況（平成 29 年 10 月 20 日現在）

（単位：頭）

区 分	捕獲上限	狩猟	有害捕獲		春季	計	
			捕獲	うち放獣	捕獲	捕獲	うち放獣
北奥羽	1 4 8	1 0	<u>1 1 3</u>	<u>1</u>	1 0	<u>1 3 3</u>	1
北上高地	2 1 5	3 6	<u>1 5 3</u>	<u>3</u>	0	<u>1 8 9</u>	3
計	3 6 3	4 6	<u>2 6 6</u>	<u>4</u>	1 0	<u>3 2 2</u>	4

2) 春季捕獲

八幡平市、西和賀町で実施。捕獲実績は八幡平市 5 頭、西和賀町 5 頭。

3) 捕獲許可にかかる特例許可の試行 資料 2

近年、ツキノワグマの出没や被害が増加していることから、平成 26 年 6 月 1 日から、市町村の判断による緊急時の円滑な対応を確保するため、被害事案 1 件ごとに行う通常の許可手続きに加え、市町村ごとの捕獲上限を設定し、その範囲内で予め市町村からの申請を受けて行う特例許可の試行を実施している。

特例許可の適用期間は 6 月からであるが、近年春先 5 月以降の出没が多発していることから、迅速な対応を促進するため適用期間の前倒しを実施し、5 月 1 日からの適用とした。

【対象】 33 市町村（鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画策定済の市町村）

【申請】 30 市町村（二戸市、軽米町、九戸村を除く）

【許可期間】 5 月 1 日から 10 月末の期間、最大 30 日間

配分数（捕獲実績）が多い主な市町村

市町村名	配分数	使用実績
遠野市	2 0	2 1（放獣 1）
岩泉町	1 5	1 2
宮古市	1 5	5
一関市	1 3	7
盛岡市	1 2	1 2
雫石町	1 2	7
花巻市	1 1	9

（平成 29 年 10 月 18 日時点）

(2) 緊急時における捕獲許可事務の特例処理

1) 根拠

「岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例」により、人身被害に関わる緊急時における捕獲許可については、市町村において事務処理ができることとされているもの。

2) 権限移譲状況

全市町村（平成 21 年度より）

3) 平成 29 年度実績

許可実績：0 件

＜市町村における捕獲許可実績＞（H21 以降）

市町村名	捕獲許可日	捕獲実績
一関市	平成 21 年 5 月 16 日	0 頭
岩泉町	平成 21 年 7 月 24 日	1 頭
奥州市	平成 22 年 6 月 12 日	0 頭
西和賀町	平成 22 年 9 月 4 日	1 頭
金ヶ崎町	平成 23 年 7 月 2 日	0 頭
花巻市	平成 24 年 7 月 21 日	1 頭
花巻市	平成 26 年 5 月 27 日	1 頭

2 生息環境整備

(1) 天然性林の保全・管理

コナラ等（コナラ・ミズナラ・クリ）のツキノワグマの餌となる広葉樹について、造林や保育等の森林整備を実施。

単位：ha（前年対比）

区分	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
造林	46 (54.8%)	51(110.9%)	57(111.8%)	50(87.7%)
保育等 (除伐・間伐・更新伐)	87 (27.9%)	48 (55.2%)	17(35.4%)	34(200%)

(2) いわての森林づくり県民税の活用（いわて環境の森整備事業）

公益上に重要な森林で、森林所有者自らの管理が期待できない人工林を対象とし、針葉樹と広葉樹が入り混じった森林に誘導する混交林誘導伐（概ね 5 割の強度間伐）を実施。（平成 28 年度：772ha）

(3) 民有林緑の回廊の設定

北東北 3 県で合意された「緑のランドデザイン」構想に基づき、野生生物のハビタットの連続性を確保するため、国有林の「奥羽山脈緑の回廊」に連続する「民有林緑の回廊」を平成 17 年度までに設定。

3 被害防除対策

(1) 被害状況

1) 平成 29 年度人身被害状況 資料 3-1, 3-2

県全体 : 16 件 17 人
 北上高地 : 11 件 11 人
 北奥羽 : 5 件 6 人

区 分	27 年度		28 年度		29 年度(4/1~10/18 現在)	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
北上高地	10	10	11	11	11	11
北奥羽	3	4	6	8	5	6
計	13	14	17	19	16	17

2) 平成 28 年度農林業被害 資料 4

被害面積 : 45.4 ha
 被害額 : 3,467 万円
 主な被害作物 : 飼料作物、果樹、野菜など

農業被害

区 分	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度(速報値)	
	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)
水 稲	2.9	593	3.3	461	2.2	162
野 菜	3.5	307	1.7	158	2.3	275
果 樹	5.7	1,275	4.4	561	4.2	783
飼料作物	51.2	2,731	16.1	1,260	30.0	2,157
その他*	6.7	125	0.2	37	6.7	90
計	70.0	5,031	25.7	2,477	45.4	3,467

※その他にはコーンサイレージ等含む

林業被害

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
区域面積 (ha)	114.69	139.65	0	0
実損面積 (ha)	0.65	0.73	0	0
損害額 (万円)	186	214	0	0

(2) 各種対策状況

1) 人身被害防止対策

① 「ツキノワグマの出没に関する注意報」発表 資料5

今年度5月の出没件数は大量出没年となった平成28年度、平成26年度に次いで多く、人身被害件数も昨年度を上回るペースで発生した。また近年5～8月は出没が多いことから6月以降も人里周辺への出没が多発し、人身被害や農畜産物被害が増加するおそれがあるため、平成29年6月21日付けで「ツキノワグマの出没に関する注意報」を発表し、各市町村等へ住民等への周知及び出没時における適切な対応について依頼した。

② 普及啓発

実施内容：通知（3回）、その他（テレビ、ラジオ、いわてグラフ、岩手の林業）リーフレット配布、HP

実施時期：通年

< 通知 >

通知時期	注意喚起等依頼先	主な内容
H29. 4. 6	各市町村、農林水産部、振興局、 県警本部、県政記者クラブ	春の山菜採りシーズンに向けた 注意喚起
H29. 8. 4	各市町村、農林水産部、振興局、 県警本部	夏季の行楽シーズンに向けた注 意喚起
H29. 9. 21	各市町村、農林水産部、振興局、 県警本部、県政記者クラブ	秋のキノコ採りシーズンに向け た注意喚起

< 各種媒体（マスコミ、リーフレット配布等） >

時期	媒体	社名及び内容等
H29. 4. 11	ラジオ	I B C 「ツキノワグマの出没に関するお知らせ」
H29. 4 月号	岩手の林業	「ツキノワグマの出没に注意してください！」
H29. 5 月	地上デジタルデ ータ放送	岩手県からのお知らせ 「ツキノワグマの出没に関するお知らせ」
H29. 5. 8	ツイッター	「ツキノワグマに注意！」
H29. 5. 29	ツイッター	「ツキノワグマに注意！」
H29. 7 月	地上デジタルデ ータ放送	岩手県からのお知らせ 「ツキノワグマによる人身被害防止について」
H29. 7～8 月	リーフレット	「クマに遭わないための8か条」 配布先：県内産直施設、道の駅、まちなかの駅、ホームセン ター、高速道路 SA, PA 計 約 400 施設
H29. 8 月号	岩手の林業	「ツキノワグマの出没に関する注意報発表！」
H29. 8. 21	ツイッター	「ツキノワグマの出没に注意！」
H29. 8. 22	ラジオ	I B C ラジオ 「ツキノワグマの出没に関する注意報発表中」

H29. 9. 11	ツイッター	「ツキノワグマの出没に注意！」
H29. 10 月	リーフレット	「クマに遭わないための 8 か条」 配布先：セブンイレブン 計 131 施設
H29. 10 月号	いわてグラフ (全戸配布)	インフォメーション 「ツキノワグマの出没に関する注意報発表中」
H29. 10. 16	ツイッター	「ツキノワグマとの遭遇に注意！」
通年	HP	ツキノワグマの人身被害防止について 各種リーフレット、被害マップ

③ 地域における管理対策の推進（農林業被害対策も含む）

実施内容：「ツキノワグマ地区管理協議会」における検討及び研修

※平成 28 年度は 9 地区中 9 地区で実施。

※平成 29 年度は 9 地区中 2 地区で実施済み（10 月 17 日時点）。

④ 追払い対策の推進

煙火消費保安講習会を実施。（9 月 30 日、受講者 101 名：市町村職員等）

2) 農林業被害防除対策

① 鳥獣被害防止特措法の活用

被害防止計画策定市町村（ツキノワグマを対象とするもの）

：県内全市町村で策定（33 市町村）

主な計画内容：環境整備、誘因物除去、追払い推進、捕獲体制整備、電気柵設置、普及啓発

3) その他出沒等に関する対策

① 市街地等の出沒対策

市街地等への出沒対応を踏まえ、吹き矢麻醉及び麻醉銃等の活用について検討、危険猟法許可を取得（平成 29 年 5 月 12 日付環東地野許第 1705126 号）。

② 出沒状況等の把握 資料 6

月ごとに各市町村から出沒件数の報告を受け、取りまとめている。

4 モニタリング調査

(1) 捕獲記録

対象：有害及び狩猟による捕獲個体

方法：捕獲実施者及び狩猟者からの報告票提出

記録内容：捕獲日時、場所、体重、体長、性別、推定年齢、子連れの有無等

結果：資料 7

(2) ブナ及び広葉樹堅果の豊凶調査

対象 : 北上高地 12 地点 (ナラ類)

方法 : 9 月～10 月にかけて目視により実施

平成 27 年度より各振興局保健福祉環境部・林務部及び環境保健研究センターにおいて実施。

結果 : 資料 8

(3) ツキノワグマ個体数密度調査 (ヘアトラップ調査)

対象 : 花巻市、遠野市

方法 : 約 50 基のヘアトラップを設置し調査。

平成 25 年度より、小規模ヘアトラップを継続的に実施。

	2013遠野	2014遠野	2015遠野	2016遠野 (暫定値)	2013花巻	2014花巻	2015花巻	2016花巻 (暫定値)
個体数密度(頭/km ²)	0.31	0.29	0.27	0.31	1.01	1.03	0.95	1.69
95%信用区間下限	0.23	0.20	0.19	0.23	0.75	0.75	0.66	1.30
95%信用区間上限	0.41	0.42	0.39	0.42	1.36	1.41	1.35	2.19

(4) 春季捕獲に係る痕跡調査

対象 : 春季捕獲実施市町村 (八幡平市、西和賀町)

方法 : 踏査による目視調査

結果 : 資料 9-1、9-2

(5) 放射性物質検査

	年度	検体数 (基準値超過数)	基準値超過市町村	出荷制限 指示月日
クマ肉	23	8 検体 (超過 2 検体)	一関市、奥州市	H24. 9. 10 (継続中)
	24	1 1 検体 (超過 2 検体)	一関市、陸前高田市	
	25	2 4 検体 (超過 3 検体)	一関市、奥州市、陸前高田市	
	26	2 7 検体 (超過 2 検体)	一関市	
	27	1 5 検体 (超過 2 検体)	一関市、大船渡市	
	28	2 1 検体 (超過 5 検体)	一関市、大船渡市、陸前高田市、 奥州市、金ヶ崎町	

5 隣接県との調整

開催時期：H30.2月頃を予定

開催場所：青森県を予定

協議内容：北奥羽地域個体群における保護管理状況等

※平成21年度から青森県も参加し、情報交換を行っている。

【協議事項】

平成 29-30 年次 ツキノワグマ捕獲上限数について 資料 10-1, 10-2

平成 28-29 年度（平成 29 年 11 月 14 日まで）の捕獲上限数は 3 6 3 頭（北奥羽地域個体群 1 4 8 頭、北上高地地域個体群 2 1 5 頭）であったが、放獣を除く実捕獲数は 3 1 8 頭（北奥羽地域個体群 1 3 2 頭、北上高地地域個体群 1 8 6 頭）となった。

個体数管理を行うため平成 29-30 年次（平成 29 年 11 月 15 日から平成 30 年 11 月 14 日）における捕獲上限数を 3 6 3 頭（北奥羽地域個体群 1 4 6 頭、北上高地地域個体群 2 1 7 頭、）とする。

（単位：頭）

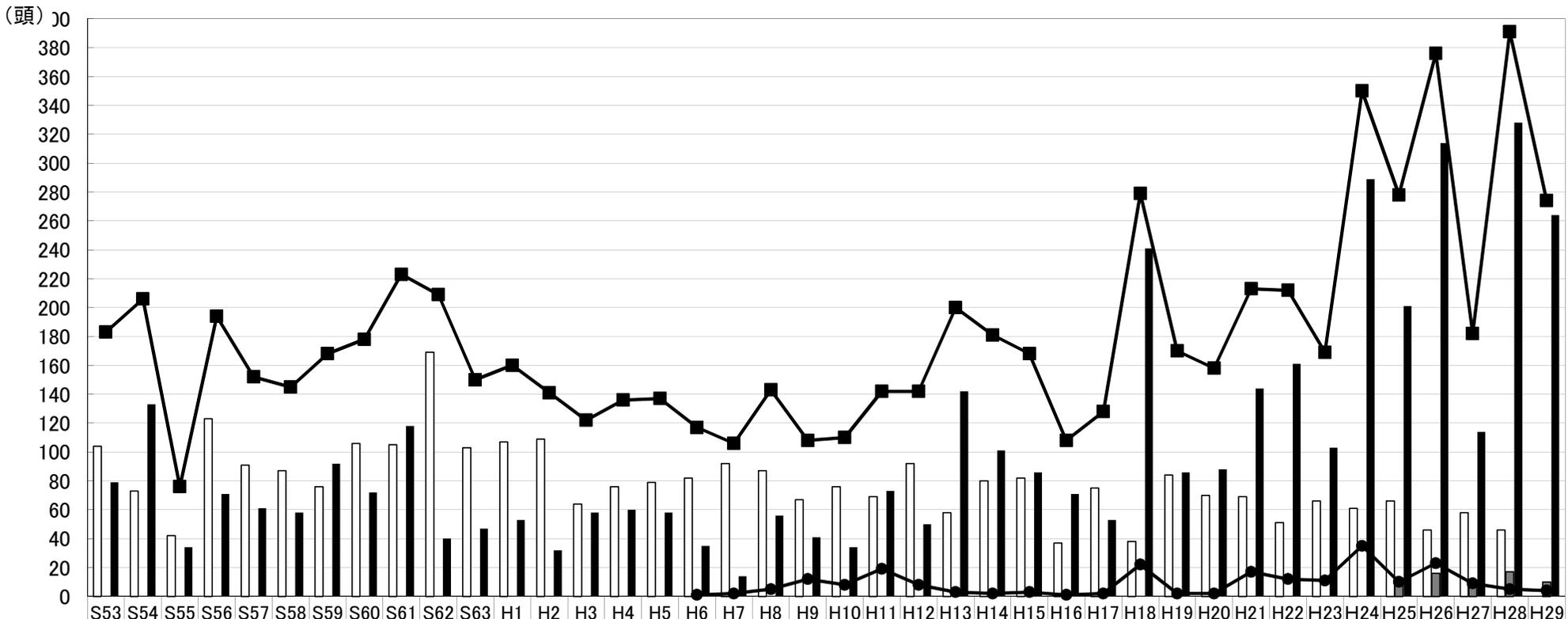
区 分	平成 28-29 年次（11 月 14 日まで）			平成 29-30 年次
	捕獲上限数 a	捕獲実績 b	差 c=a-b	捕獲上限数
北 奥 羽	1 4 8	1 3 2	1 6	1 4 6
北上高地	2 1 5	1 8 6	2 9	2 1 7
計	3 6 3	3 1 8	4 5	3 6 3

※ 捕獲実績には、放獣を含まない。

狩猟
 春季捕獲
 有害捕獲
 放獣

資料1-1

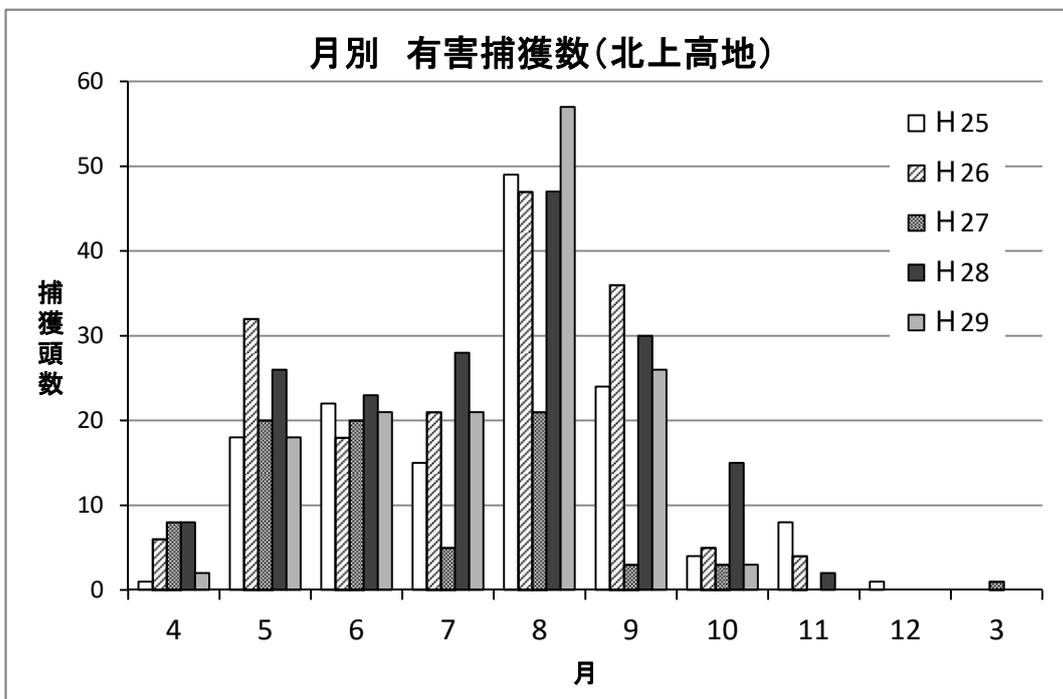
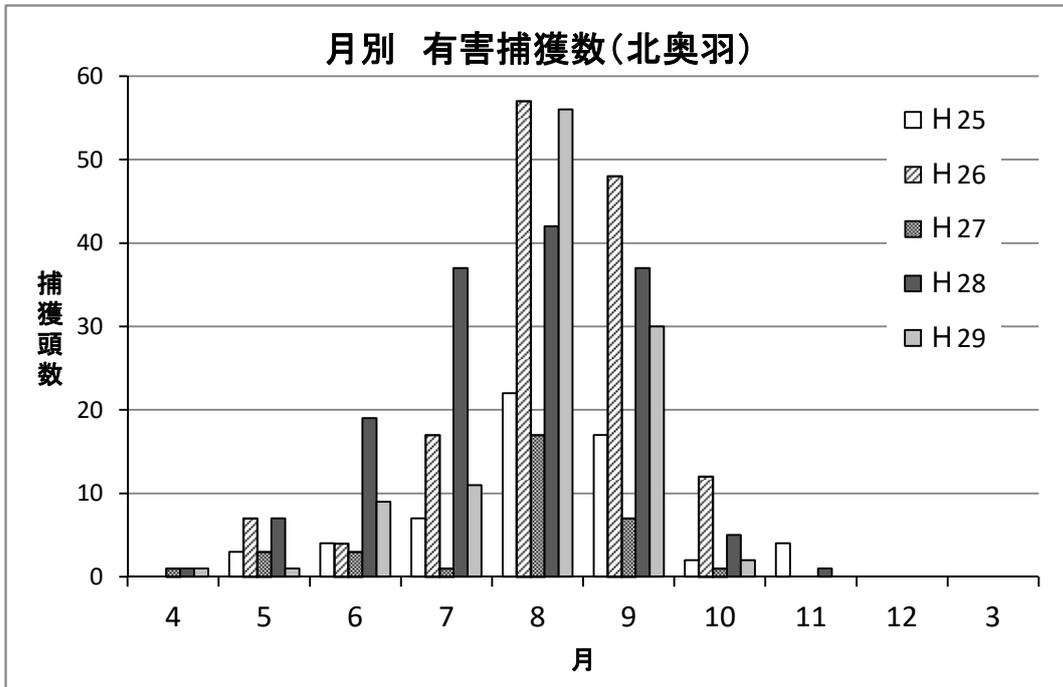
年度別 ツキノワグマ捕獲数（平成29年10月20日現在）
 注1）放獣数は、有害捕獲数の内数
 注2）平成25年度から捕獲の管理年次が11月15日～翌年11月14日となっている。



	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29		
狩猟	104	73	42	123	91	87	76	106	105	169	103	107	109	64	76	79	82	92	87	67	76	69	92	58	80	82	37	75	38	84	70	69	51	66	61	66	46	58	46			
春季捕獲																																						11	16	10	17	10
有害捕獲	79	133	34	71	61	58	92	72	118	40	47	53	32	58	60	58	35	14	56	41	34	73	50	142	101	86	71	53	241	86	88	144	161	103	289	201	314	114	328	264		
放獣																	1	2	5	12	8	19	8	3	2	3	1	2	22	2	2	17	12	11	35	10	23	9	5	4		
計	183	206	76	194	152	145	168	178	223	209	150	160	141	122	136	137	117	106	143	108	110	142	142	200	181	168	108	128	279	170	158	213	212	169	350	278	376	182	391	274		

H25～H29年度 有害捕獲 月別捕獲状況

(平成29年10月20日現在)



平成29年度【16件17名】*平成29年10月20日現在										
番号	年月日	時刻	被害発生場所		状況	年齢	性別	被害の程度	予防対策	里/山
1	平成29年4月25日	午前11時10分	昼	山田町 山田地内	草刈り作業中	60代	男性	重傷	無し	山
2	平成29年4月28日	午後3時50分頃	昼	一関市 字沢地内	山菜採り	70代	男性	軽傷	無し	山
3	平成29年5月3日	午前8時20分	昼	宮古市 川井古田第2地割地内	山菜採り	70代	男性	重傷	無し	山
4	平成29年5月9日	午後1時25分	昼	盛岡市 根茂茂7地割地内	山菜採り	60代	男性	重傷	無し	山
5	平成29年4月28日	午後4時30分	昼	宮古市 川井第6地割地内	山菜採り	60代	男性	軽傷	無し	山
6	平成29年5月27日	午前3時10分	朝	釜石市 唐丹町大曾根地内	その他(物音の確認)	70代	男性	軽傷	無し	里
7	平成29年6月7日	午後5時40分	夕	奥州市 江刺区米里字南新田地内	山林見回りに中	70代	男性	重傷	不明	山
8	平成29年6月13日	午前9時50分頃	昼	盛岡市 根茂茂7地割地内	測量作業中	50代	男性	重傷	鈴	山
9	平成29年6月16日	午後1時頃	昼	一関市 大東町鳥海市ノ通地内	帰宅途中	80代	女性	軽傷	不明	山
10	平成29年7月4日	午後3時30分	昼	盛岡市 川目15地割地内	散歩中	60代	男性	重傷	ラジオ	山
11	平成29年7月26日	午後0時10分頃	昼	宮古市 重茂第1地割地内	下校途中	小学校1年	女性	軽傷	鈴	里
12	平成29年7月24日	午前7時30分	朝	遠野市 綾織町下綾織33地割地内	林業作業中	70代	男性	重傷	無し	山
13	平成29年8月1日	午前2時	夜	北上市 和賀町横川目6地割地内	その他(物音の確認)	40代	女性	軽傷	無し	里
14	平成29年8月23日	午後0時40分頃	昼	盛岡市 上厨川字柳原地内	追払い作業中	60代	男性	重傷	-	里
15	平成29年8月31日	午後11時30分頃	夜	雫石町 長山高八卦地内	その他(物音の確認)	70代	女性	重傷	無し	里
						70代	男性	軽傷		
16	平成29年10月1日	午後2時45分	昼	雫石町 長山狼沢地内	栗拾い・きのご採り	70代	男性	重傷	無し	山

平成28年度【17件19名】										
番号	年月日	時刻	被害発生場所		状況	年齢	性別	被害の程度	予防対策	里/山
1	平成28年4月24日	午前10時40分頃	昼	西和賀町 千人山登山道7合目	登山中	70代	男性	重傷	鈴	山
		午前10時40分頃	昼	西和賀町 千人山登山道7合目	登山中	60代	女性	重傷	鈴	山
		午前10時40分頃	昼	西和賀町 千人山登山道7合目	登山中	60代	男性	軽傷	鈴	山
2	平成28年5月6日	午後0時40分	昼	八幡平市 丑山沢付近	山菜採り	70代	男性	重傷	鈴	山
3	平成28年5月8日	午後0時30分頃	昼	岩泉町 安家字水渡地内	山菜採り	70代	男性	重傷	不明	山
4	平成28年5月13日	午後0時00分	昼	遠野市 附馬牛町荒川高原山林内	山菜採り	40代	男性	重傷	不明	山
5	平成28年6月3日	午前7時頃	朝	釜石市 橋野町地内	山菜採り	70代	男性	不明	不明	山
6	平成28年6月7日	午前8時00分頃	朝	盛岡市 川目地内	山菜採り	60代	女性	重傷	不明	里
7	平成28年6月21日	午前5時00分頃	朝	八幡平市 大深橋付近	タケノコ採り	60代	男性	重傷	不明	山
8	平成28年6月23日	午後4時55分	夕	雫石町 沼返地内	自宅玄関前	80代	女性	軽傷	無し	里
9	平成28年6月26日	午後4時30分頃	夕	久慈市 山根町木売内地内	溪流釣り	50代	男性	軽傷	無し	山
10	平成28年7月8日	午前10時30分頃	昼	久慈市 山根町下戸鎖地内	不明	80代	男性	重傷	不明	山
11	平成28年7月10日	午前11時30分	昼	野田村 野田9地割地内	散歩中	70代	女性	軽傷	不明	里
12	平成28年7月31日	午前6時45分	朝	岩手町 大坊地内	原付運転中	40代	男性	重傷	無し	山
13	平成28年8月17日	午前11時00分	昼	西和賀町 楳倉山南山麓	山菜・きのご採り	60代	男性	重傷	鈴/作業前確認道払い	山
14	平成28年9月19日	午前7時50分	朝	久慈市 山形町小国地内	きのご採り	40代	男性	重傷	無し	山
15	平成28年10月2日	午前10時30分頃	昼	岩泉町 安家字大平地内	きのご採り	60代	男性	重傷	不明	山
16	平成28年10月26日	午前9時30分	昼	八幡平市 瀬ノ沢地内	きのご採り	80代	男性	重傷	不明	山
17	平成28年11月20日	午前11時頃	昼	宮古市 小国地内	狩猟中	60代	男性	重傷	無し	山

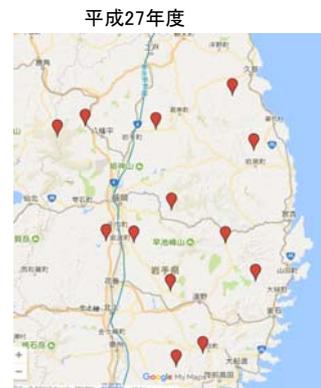
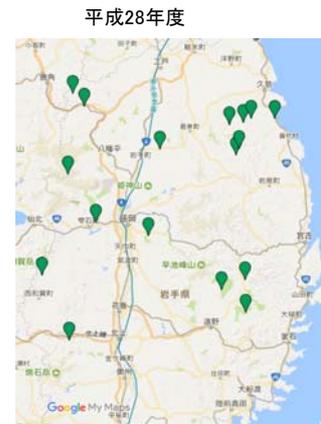
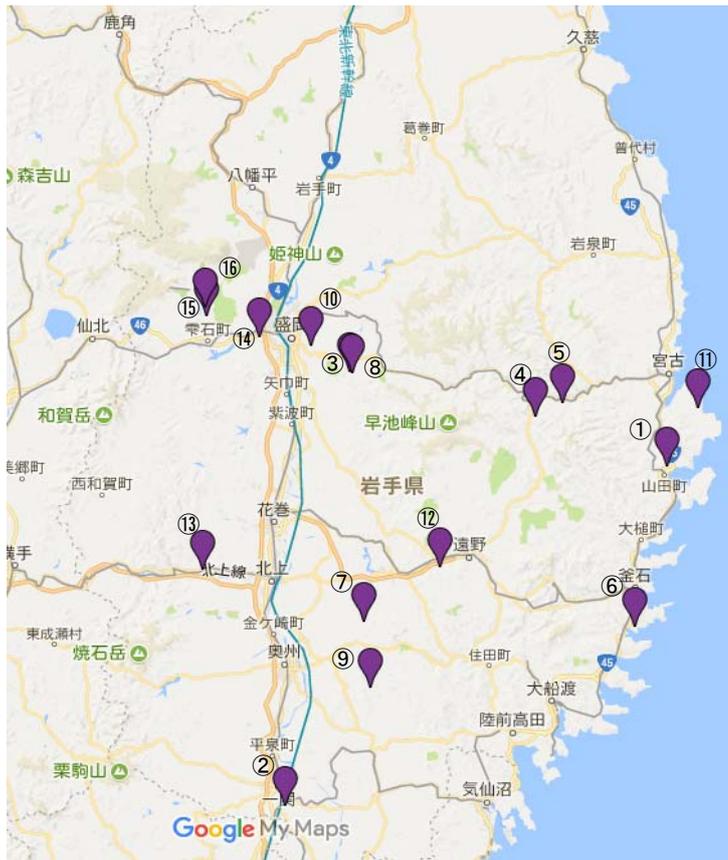
ツキノワグマによる人身被害の状況

平成27年度【13件14名】											
番号	年月日	時刻		被害発生場所		状況	年齢	性別	被害の程度	予防対策	里/山
1	平成27年4月17日	午前10時頃	朝	住田町	世田米宇合地沢(町有林内)	林業従事中	70代	男性	軽傷	作業前の確認・追払い	山
2	平成27年4月25日	午前5時30分頃	朝	紫波町	遠山宇西野々	散歩中	60代	男性	軽傷	無し	里
3	平成27年5月6日	午前11時10分頃	昼	田野畑村	三沢地内山林	山菜採り	50代	男性	軽傷	作業前の確認・追払い	山
4	平成27年5月23日	午後0時10分頃	昼	紫波町	片寄(住宅敷地内)	敷地内樹木枝切作業中	60代	男性	重傷	作業前の確認・追払い	里
5	平成27年5月23日	午後0時0分頃	昼	一関市	大東町内野	溪流釣り中	60代	男性	軽傷	無し	里
6	平成27年5月31日	午前9時30分頃	朝	岩泉町	釜津田権取湿原内	山菜採り	60代	女性	軽傷	不明	山
7	平成27年7月5日	午後2時10分頃	昼	遠野市	宮守町上宮守	農地周辺での作業中	60代	男性	重傷	無し	里
8	平成27年7月30日	午前6時頃	朝	八幡平市	安比高原駅付近	山菜採り	70代	男性	軽傷	不明	山
9	平成27年8月22日	午後6時30分	夕	大槌町	金澤付近	自宅近所で作業中	60代	男性	軽傷	無し	里
10	平成27年10月6日	午後1時40分	昼	岩手町	大坊第5地割内板橋	きのご採り	60代	男性	重傷	無し	山
11	平成27年10月11日	午後3時20分	昼	八幡平市	八幡平頂上付近	登山中	60代	男性	軽傷	無し	山
		午後3時20分	昼	八幡平市	八幡平頂上付近	登山中	60代	女性	軽傷	無し	山
12	平成27年12月16日	午後3時10分	夕	久慈市	山根町深田第4地割	散歩中	70代	男性	軽傷	無し	山
13	平成28年1月2日	午前中	朝	宮古市	江繁第13地割	クマ狩猟中	60代	男性	重傷	不明	山

平成26年度【13件16名】											
番号	年月日	時刻		被害発生場所		状況	年齢	性別	被害の程度	予防対策	里/山
1	平成26年4月21日	午後2時頃	昼	西和賀町	湯川	春季捕獲従事中	60代	男性	重傷	不明	山
2	平成26年4月27日	午後4時45分頃	夕	奥州市	江刺区米里	山菜採り	70代	女性	重傷	無し	山
3	平成26年5月3日	午前9時30分	朝	花巻市	大迫町内川目	山菜採り	70代	男性	重傷	不明	山
4	平成26年5月4日	午前10時30分	昼	岩泉町	雲綿地区	山菜採り	80代	男性	重傷	不明	山
5	平成26年5月5日	午前9時40分	朝	遠野市	土淵町橋内	山菜採り	60代	男性	重傷	不明	山
		午前9時40分	朝	遠野市	土淵町橋内	山菜採り	50代	女性	重傷	不明	山
6	平成26年6月2日	午後7時25分	夜	矢巾町	大字広宮沢	ランニング中	50代	男性	軽傷	無し	里
7	平成26年7月24日	午後7時00分	夜	八幡平市	八幡平リゾート付近	山菜採り	70代	男性	重傷	不明	山
8	平成26年7月31日	午前6時10分	朝	遠野市	上郷町平倉1地割	散歩中	70代	男性	軽傷	無し	里
9	平成26年8月27日	午前9時40分	朝	紫波町	片寄字木戸地内	鳥類調査従事中	40代	男性	重傷	不明	里
10	平成26年9月12日	午後4時36分	夕	花巻市	横志田	自宅畑で作業中	70代	男性	重傷	不明	里
		午後4時36分	夕	花巻市	横志田	自宅畑で作業中	60代	男性	軽傷	不明	里
		午後4時36分	夕	花巻市	横志田	自宅付近	70代	女性	軽傷	不明	里
11	平成26年9月16日	午前11時頃	昼	住田町	上有住字中和田	くるみ拾いから帰宅中	70代	女性	軽傷	無し	里
12	平成26年9月18日	午後2時頃	昼	盛岡市	根田茂第7地割	きのご採り中	50代	男性	重傷	不明	山
13	平成26年10月18日	午後3時29分頃	夕	金ヶ崎町	西根和光256付近	農作業後の帰宅途中	40代	男性	重傷	作業前の確認・追払い	里

平成25年度【7件11名】											
番号	年月日	時刻		被害発生場所		状況	年齢	性別	被害の程度	予防対策	里/山
1	平成25年5月4日	午前9時頃	朝	岩泉町	安家	山菜採り	70代	男性	重傷	不明	山
2	平成25年5月21日	正午頃	昼	釜石市	甲子町第16地割	山菜採り	80代	男性	重傷	無し	山
3	平成25年5月24日	午後9時半頃	夜	釜石市	浜町	帰宅途中	60代	女性	軽傷	不明	里
4	平成25年6月15日	午後5時頃	夕	花巻市	橋内	家に入ろうとしたところ	80代	男性	重傷	不明	里
	平成25年6月16日	午後6時40分頃	夕	花巻市	北笹間	農作業中	70代	男性	重傷	不明	里
	平成25年6月16日	午後6時40分頃	夕	花巻市	北笹間	農作業中	60代	女性	重傷	不明	里
	平成25年6月16日	午後7時ごろ	夕	花巻市	中笹間	商店から出たところ	40代	男性	重傷	不明	里
5	平成25年8月26日	午前5時45分頃	朝	紫波町	上平沢	自宅の家庭菜園で作業中	80代	男性	軽傷	無し	里
	平成25年8月26日	午前6時頃	朝	紫波町	土館	自宅付近	70代	男性	軽傷	無し	里
6	平成25年10月17日	午後4時頃	夕	西和賀町	沢内	キノコ採り	80代	女性			山
7	平成25年10月19日	午前10時頃	昼	田野畑村	浜岩泉	林道を歩いていた	60代	男性	軽傷	不明	山

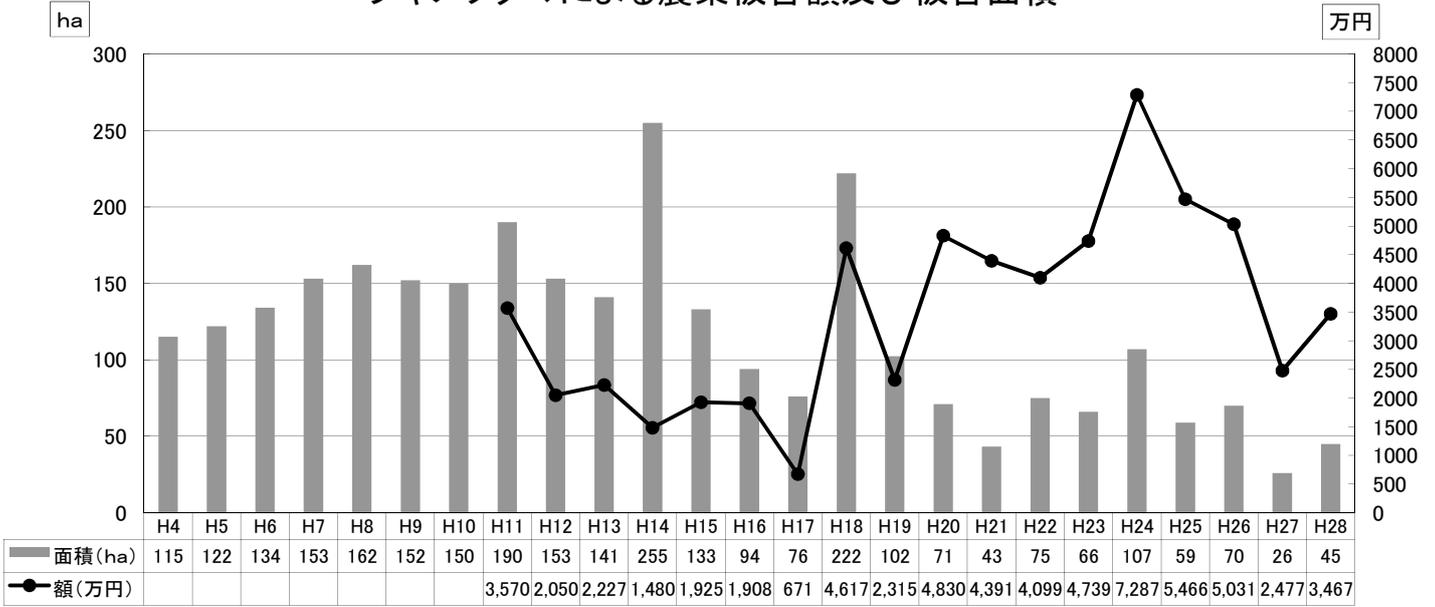
資料3-2



平成29年度ツキノワグマによる人身被害発生場所

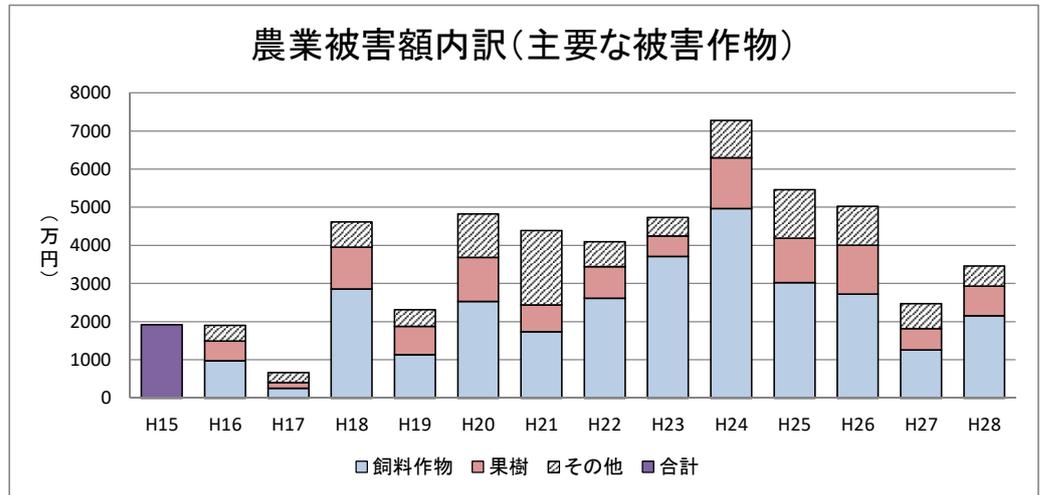
No.	年月日	詳細
①	平成29年4月25日	午前11時10分、林道付近で下草刈りをしていたところ、正面にクマがいたため後退しようとしたところ襲われて重傷を負った。
②	平成29年4月28日	午後3時50分頃、山菜採りをしていたところクマと遭遇し、長靴の上から足を咬まれ、振り払おうと足で蹴ったところ、右膝及び左ふくらはぎを咬まれ軽傷。襲ったクマは体長1m程度。
③	平成29年5月3日	午前8時20分、山菜採りをしていたところクマに腕を咬まれ重傷を負った。
④	平成29年5月9日	午後1時25分、山菜採りをしていたところを突然背後から襲われ、頭部顔面の裂傷及び左大腿部の咬傷(重傷)。
⑤	平成29年4月28日	午後4時半頃、採石場付近で山菜採りをしていたところ、岩の間にアナグマのような獣がいることに気付いたが、騒音が発生しており、クマだとは思わず目を離したところ襲われた。クマが腕を振り上げたところをかわしたが、眼鏡が飛ばされ軽傷。
⑥	平成29年5月27日	午前3時10分、家の外からガリガリという音がしたため外に出たところ、逃げるクマと衝突し軽傷を負った。クマは屋外に保管されていた釣り餌用の生きた小魚に誘引されていた。
⑦	平成29年6月7日	午後5時40分頃、山林の見回り中にクマに遭遇し重傷を負った。
⑧	平成29年6月13日	午前10時30分頃、山林内で測量業務中にクマに背後から襲われ重傷を負った。鈴とスプレーを携帯していたが、スプレーの使用は無し。
⑨	平成29年6月16日	午後1時頃、徒歩で帰宅途中に子連れのクマに遭遇し、頭部に軽傷を負った。
⑩	平成29年7月4日	午後3時半頃、散歩中に後方のやぶからクマが出てきて襲われ重傷を負った。ラジオを携帯。
⑪	平成29年7月26日	午後12時10分、小学生の集団下校中に道路脇のやぶからクマが飛び出し、小学校1年生の女兒に体当たりし、女兒が軽傷を負った。
⑫	平成29年7月24日	午前7時30分、林業作業中にクマに遭遇、驚いて走って逃げたところ転倒し、足を咬まれ重傷を負った。
⑬	平成29年8月1日	午前2時、外の物音を確認に出たところ、クマに突進され倒れたところにクマが背中から覆い被さってきた。じっとしていたところ逃げて行ったが背中に軽症を負った。クマは小屋床下の蜜蜂の巣に誘引されていた。
⑭	平成29年8月23日	午後12時40分、住民からの通報により雫石川沿いサイクリングロード付近の雑木林で爆竹等の追払い作業をしていたところを襲われ、重傷を負った。
⑮	平成29年8月31日	午後11時30分、外の物音を確認するため玄関から出たところでクマに襲われ2名負傷、1名は重傷を負った。牛の飼料を置いていた玄関脇の倉庫の入口等にクマの痕跡があった。
⑯	平成29年10月1日	午後2時45分、山林内で襲われ重傷を負った。(キノコ採り・栗拾い中と思われる)

ツキノワグマによる農業被害額及び被害面積



○H28農業被害額順位

市町村	千円
1 八幡平市	7,832
2 金ヶ崎町	6,525
3 花巻市	4,669
4 雫石町	2,178
5 葛巻町	1,850
6 一戸町	1,836
7 岩泉町	1,624



「ツキノワグマの出没に関する注意報」の発表について

平成 29 年 6 月 21 日
岩手県環境生活部自然保護課

県では、クマに対する注意を喚起し被害の未然防止を図るため、岩手県全域に「ツキノワグマの出没に関する注意報」を発表します。

今年度の5月の出没件数(341件)は、過去にツキノワグマ(以下「クマ」)の大量出没年となった平成 28 年度(449件)、平成 26 年度(383件)に次いで出没が多く、人身被害も9件(9名)発生しています(6/21 現在)。

また、隣県の秋田県では、昨年度に引き続き、クマによる死亡事故が発生(平成 29 年 5 月 27 日)しており、本県においても嚴重な注意が必要です。

例年、「ツキノワグマの出没に関する注意報」は、クマの餌となるブナの実の豊凶予測から、大量出没が予測される年の3月に発表しています。

今年度は大量出没が予測されている年ではありませんが、近年のクマの出没傾向をみるとクマの出没は5月～8月にかけて多いことから、今後も山林内はもとより、人里周辺においても出没が多く見込まれ、人身被害の増加が危惧されます。

このため、県民の皆さまに、より一層の注意喚起を行い、被害防止対策について周知する必要がありますことから、県内全域に「ツキノワグマの出没に関する注意報」を発表します。

【山林内（クマの生息域）における対策】

- ・クマ鈴や、笛、ラジオなど、音の出るものを携帯する。
- ・複数人で行動し、見通しの悪い場所や沢沿いでは掛け声や音を出し、自分の存在をクマに知らせる。
- ・クマの目撃情報や新しいクマの痕跡（糞や爪痕）のある場所は避ける。
- ・クマ撃退スプレーを携帯し、万一の遭遇に備える。

【人里における対策】

- ・誘因物となる廃棄果樹や廃棄農作物等の管理を適切に行う。
- ・庭先果樹や家庭菜園についても、利用しない場合の早期摘果を行う。
- ・屋外やクマが侵入できる納屋に果物、穀物、ペットフード等を保管しない。

資料6

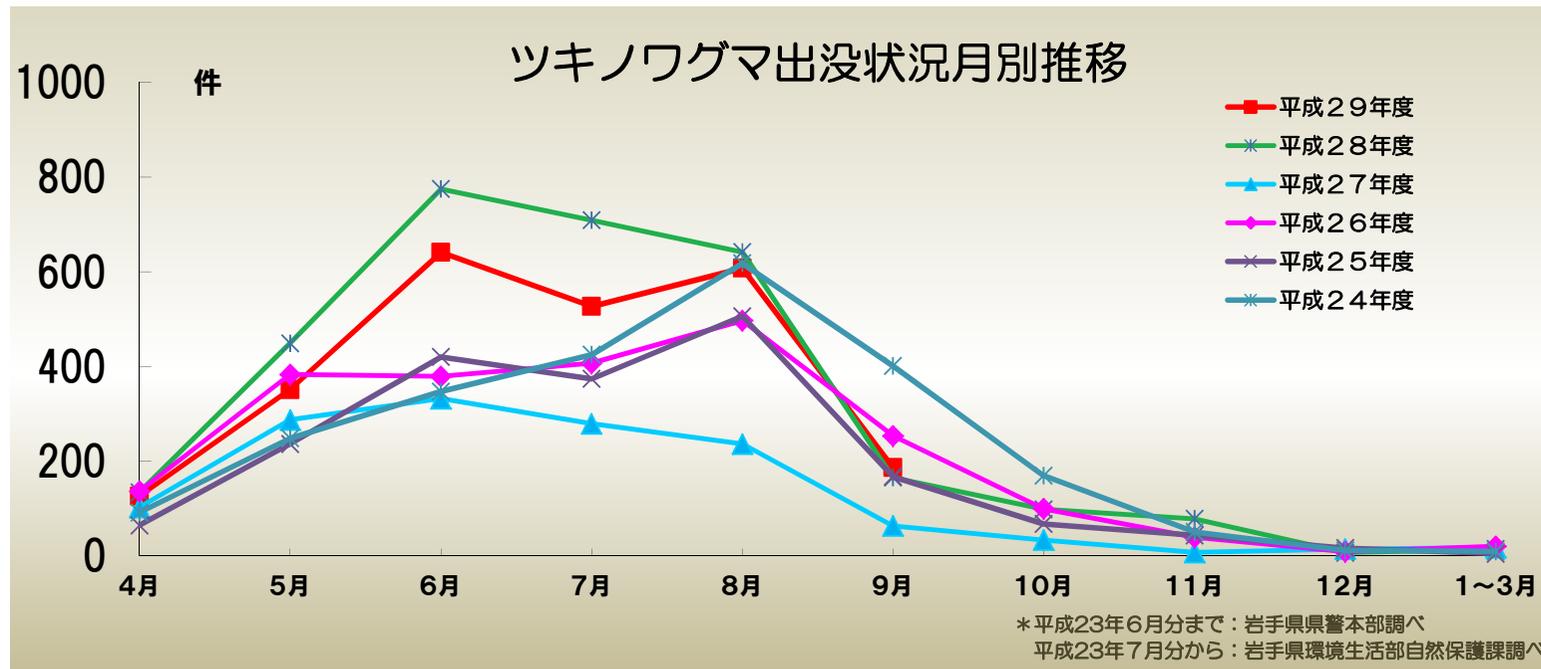
単位：件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1～3月計	計
平成29年度	126	351	641	527	608	186					2,439
平成28年度	134	449	775	709	642	165	98	78	6	14	3,070
平成27年度	102	287	332	279	236	63	33	7	14	17	1,370
平成26年度	136	383	379	407	497	253	99	39	8	20	2,221
平成25年度	64	236	420	374	506	167	67	43	16	4	1,897
平成24年度	91	248	347	425	618	401	169	50	11	9	2,369
平成23年度	14	46	88	227	398	131	72	59	8	9	1,052
平成22年度	14	76	117	136	112	36	19	13	5	3	528
平成21年度	20	50	50	64	65	23	10	8	0	4	290
平成20年度	17	94	54	66	78	22	11	7	2	1	351
平成19年度	14	50	60	59	105	30	8	8	4	4	338
平成18年度	14	38	91	126	158	82	52	14	3	7	578
平成17年度	10	30	62	66	56	21	6	5	1	7	257
平成16年度	6	30	60	107	65	9	12	3	4	3	296
平成15年度	11	31	38	69	83	20	23	11	1	1	287
平成24年度～28年度平均値	105	321	451	439	500	210	93	43	11	13	1964

※平成23年7月分から調査方法を変更しました。

平成23年6月分まで：岩手県警察本部調べ（各派出所に寄せられた情報をもとに集計）

平成23年7月分以降：岩手県環境生活部自然保護課調べ（各市町村に寄せられた情報をもとに集計）



○堅果類豊凶調査結果



調査方法: 目視により、着果状況を5段階で評価し、調査定点ごとに平均。

全調査定点の平均

- ・コナラ/ミズナラ 0.75(0.45)
- ・ブナについては未実施

【参考】

	H26	H27	H28
コナラ/ ミズナラ	1.4	1.18	0.45
ブナ	0.49	3.61	0.55

○平成29年度春季捕獲に係る痕跡調査結果(期間:平成29年3月15日~5月14日)

資料9-1

	調査距離km	目撃					
		クマ棚	足跡	爪跡	糞	成獣	幼獣
西和賀町	284	1	3	0	0	25	3
A-761	8	1	2	0	0	0	0
A-773	87	0	0	0	0	2	1
C-164	31	0	1	0	0	1	0
C-062	42	0	0	0	0	6	2
C-054	30	0	0	0	0	6	0
A-664	68	0	0	0	0	4	0
C-163	18	0	0	0	0	6	0
八幡平市	98	2	8	8	2	3	1
D-703,701	14	0	2	1	0	0	0
C-772	22	0	3	1	0	1	0
C-674	8	0	0	1	0	0	0
C-673	8	1	0	0	0	0	0
F-072	6	0	0	1	1	0	0
G-001	4	0	0	1	0	0	0
F-074	14	0	1	2	1	1	0
G-003	6	1	0	0	0	0	0
F-073	5	0	1	0	0	1	1
G-002,004	11	0	1	1	0	0	0
総計	382	3	11	8	2	28	4

○平成29年度春季捕獲に係る捕獲・目撃等の状況(期間:平成28年3月15日~5月14日)

	努力量			捕獲・目撃		
	合計出猟時間	出猟時間×人数	合計踏査距離	単独個体目撃数	親子目撃数	捕獲頭数
西和賀町	28.8	82.8	36.0	1.0	0.0	5.0
A-773	2.8	16.8	11	0	0	1
C-054	7.5	22.5	6	1	0	2
A-664	6.5	19.5	15	0	0	1
C-163	12.0	24.0	4	0	0	1
八幡平市	149.5	1381.0	185.0	2.0	1.0	5.0
C-673	14.0	168.0	15	0	0	2
C-674	11.5	115.0	13	0	0	1
C-772	24.0	432.0	27	1	0	2
D-603	3.0	9.0	3	0	0	0
D-701,703	11.0	99.0	14	0	0	0
D-704	3.0	9.0	3	0	0	0
F-072	9.0	81.0	12	0	0	0
F-073	4.5	22.5	5	0	1	0
F-074	8.0	40.0	14	1	0	0
F-171	8.0	56.0	11	0	0	0
F-172	4.5	22.5	6	0	0	0
F-173	5.0	15.0	7	0	0	0
F-174	6.0	42.0	8	0	0	0
F-271	10.0	90.0	11	0	0	0
G-001	3.0	9.0	4	0	0	0
G-002	8.5	68.0	11	0	0	0
G-003	8.5	68.0	11	0	0	0
G-004	3.0	15.0	5	0	0	0
G-101	5.0	20.0	5	0	0	0

○努力量あたり捕獲頭数

(単位:頭)

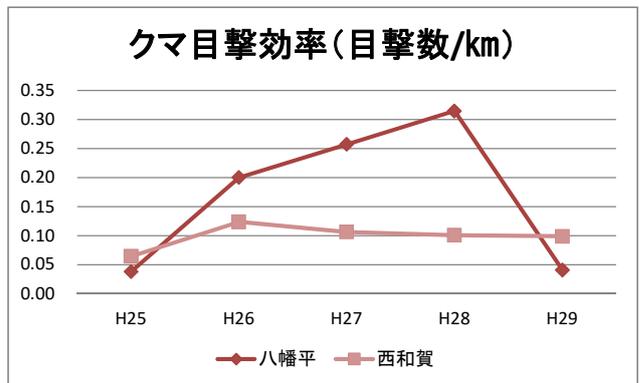
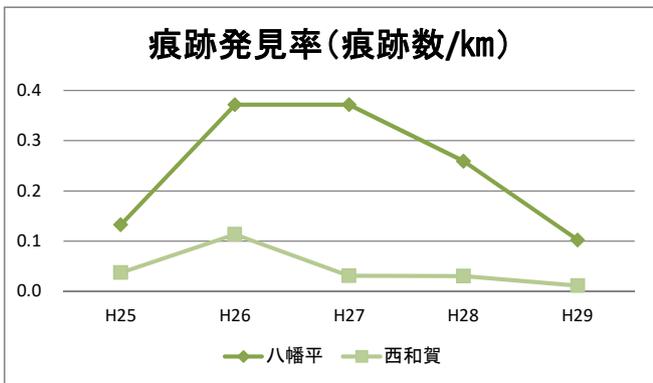
	西和賀町			八幡平市		
	出猟時間	出猟時間×人数	踏査距離	出猟時間	出猟時間×人数	踏査距離
H25	0.06	0.01	0.05	0.04	0.01	0.04
H26	0.15	0.04	0.16	0.06	0.01	0.04
H27	0.13	0.02	0.14	0.05	0.01	0.03
H28	0.13	0.04	0.16	0.06	0.004	0.06
H29	0.17	0.06	0.14	0.03	0.004	0.03

【西和賀町】

年度	調査距離 (km)	クマ柵数	爪痕	足跡	糞	痕跡 (足跡・糞)	幼獣目撃	成獣目撃	クマ目撃(計)	痕跡/距離	目撃/距離
H25	109	25	3	3	1	4	2	5	7	0.04	0.06
H26	97	21	1	10	1	11	0	12	12	0.11	0.12
H27	66	6	0	2	0	2	1	6	7	0.03	0.11
H28	268	0	2	8	0	8	9	18	27	0.03	0.10
H29	284	1	0	3	0	3	3	25	28	0.01	0.10

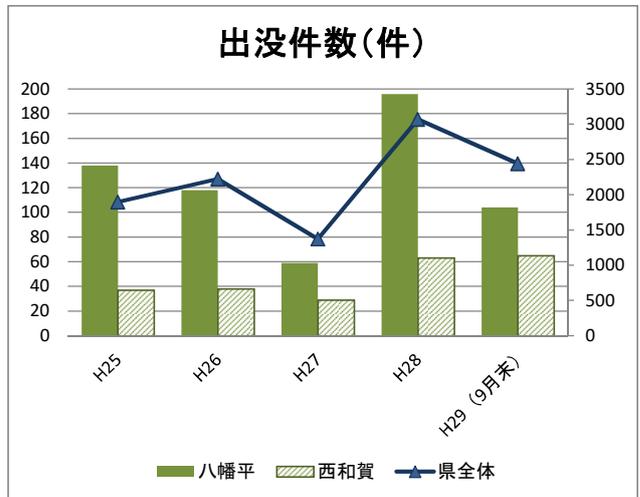
【八幡平市】

年度	調査距離 (km)	クマ柵数	爪痕	足跡	糞	痕跡 (足跡・糞)	幼獣目撃	成獣目撃	クマ目撃(計)	痕跡/距離	目撃/距離
H25	53	3	7	6	1	7	0	2	2	0.1	0.04
H26	35	1	2	13	0	13	1	6	7	0.4	0.20
H27	35	1	2	13	0	13	2	7	9	0.4	0.26
H28	54	1	3	14	0	14	5	12	17	0.3	0.31
H29	98	2	8	8	2	10	1	3	4	0.1	0.04



出没件数

	八幡平	西和賀	全体
H25	138	37	1897
H26	118	38	2221
H27	59	29	1370
H28	196	63	3070
H29(9月末)	104	65	2439



ツキノワグマ捕獲上限数の算定の考え方について

資料10-1

各地域個体群において、2017年11月以降の捕獲(狩猟、有害による殺処分)及び繁殖を考慮した2018年11月の予測生息数が、現在2017年11月の推定生息数に対して、減少率は3%程度として捕獲数を算定した。

各地域個体群は安定的であり、生息密度調査の結果、個体数がほぼ横ばいで安定的であることから従来通り3%程度の減少率とした。

北奥羽

	2017年11月	2017年狩猟 (予測)	2017年狩猟後		2018当初 (出産後)	2018有害 (捕獲上限)	2018年11月 (上限捕獲後)
0歳	270	0	270	→	266	0	266
1歳	222	2	220		222	5	217
2歳以上♀	571	6	565		608	40	568
2歳以上♂	339	9	330		397	84	313
合計(1歳以上)	1132	17	1115		1227	129	1098
					減少率		-3.00%

北奥羽捕獲上限(H29-H30): $17 + 129 = 146$ 頭①

※狩猟には春季捕獲を含む。

北上高地

	2017年11月	2017年狩猟 (予測)	2017年狩猟後		2018当初 (出産後)	2018有害 (捕獲上限)	2018年11月 (上限捕獲後)
0歳	414	1	413	→	415	0	415
1歳	329	1	328		339	7	332
2歳以上♀	892	11	881		941	57	884
2歳以上♂	576	21	555		648	120	528
合計(1歳以上)	1797	33	1764		1928	184	1744
					減少率		-2.95%

北上高地捕獲上限(H29-H30): $33 + 184 = 217$ 頭②

平成28-29年度ツキノワグマ捕獲上限数 ①+②=363頭

【 参考 】

○算定に用いたパラメータ

個体数に占める2.5歳以上の割合 0.85

♂:♀ = 1:1

繁殖可能年齢 2.5歳 以上

繁殖率 0.36 (妊娠率0.4 × 分娩率0.9)

産子数 1.59 頭

各年齢クラスの生存率(自然)

0 ~0.5歳まで 0.916

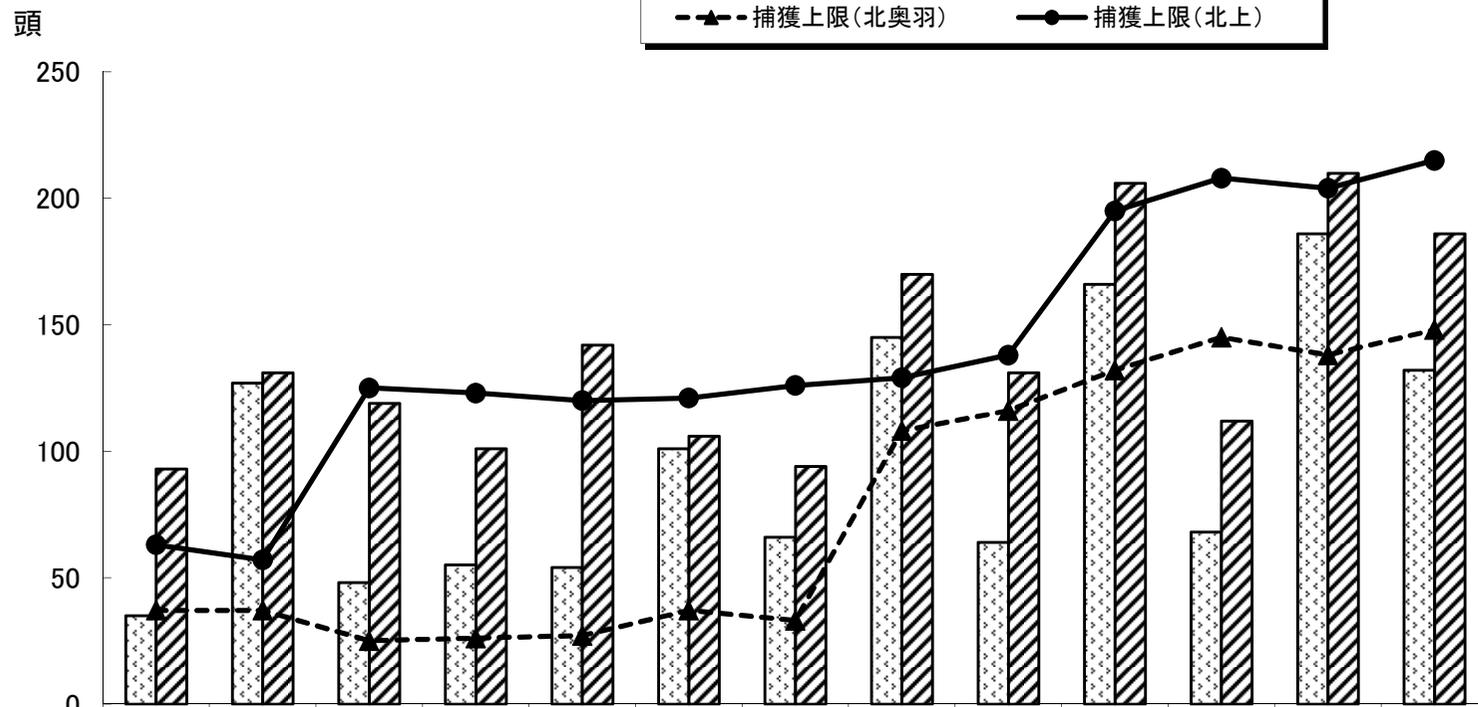
0.5~1.5歳まで 0.821 $S_c(0.912 \times 0.900)$

1.5~2.5歳まで 0.908 S_y

2.5歳以上♀・♂ 0.900 S_f, S_m

捕獲実績と捕獲上限数の推移

資料10-2



	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H25-26	H26-27	H27-28	H28-29
捕獲実績(北奥羽)	35	127	48	55	54	101	66	145	64	166	68	186	132
捕獲実績(北上)	93	131	119	101	142	106	94	170	131	206	112	210	186
捕獲上限(北奥羽)	37	37	25	26	27	37	33	108	116	132	145	138	148
捕獲上限(北上)	63	57	125	123	120	121	126	129	138	195	208	204	215

* 捕獲実績に放獣は含まない

(参考)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)

(鳥獣保護管理事業計画)

第四条 [略]

2~3 [略]

4 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関(以下「合議制機関」という。)の意見を聴かななければならない。

5 [略]

(対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限)

第十二条 環境大臣は、国際的又は全国的に特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、次に掲げる禁止又は制限をすることができる。

一 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止すること。

二~三 [略]

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、前項の禁止又は制限に加え、同項各号に掲げる禁止又は制限をすることができる。

3 [略]

4 都道府県知事は、第二項の禁止若しくは制限若しくは前項の制限をし、又はこれらを変更しようとするときは、環境大臣に届け出なければならない。

5~6 [略]

(第二種特定鳥獣に係る特例)

第十四条 [略]

2 都道府県知事は、第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣であり、かつ、その狩猟期間が第十一条第二項の規定により限定されている場合において、当該第二種特定鳥獣に係る第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、当該狩猟期間の範囲内で、当該第二種特定鳥獣に関し、同項の規定により限定された期間を延長することができる。

3 [略]

4 第四条第四項、第七条第五項及び第十二条第四項の規定は第二項の規定による期間の延長及び前項の規定による禁止又は制限の解除について、同条第五項の規定は前項の規定による禁止又は制限の解除について、第三十四条第三項及び第四項の規定は第一項の規定による区域の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに区域及び存続期間」と、同条第四項中「前項の規定による公示」とあるのは「第十四条第四項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

ツキノワグマの出没に関する注意報等発表要領（案）

（平成 18 年 2 月 15 日制定）

1 目的

この要領は、ツキノワグマの出没による人身被害や農畜産物被害（以下「人身被害等」という。）の未然防止を図るため、ブナ、ミズナラ等の堅果類の豊凶情報や開花情報、ツキノワグマの生息状況等（以下「豊凶情報等」という。）を調査・分析することにより、ツキノワグマが例年より多く出没すると予測される場合、または実際に出没が多発し人身被害や農畜産物被害が増加することが予測される場合の注意報及び人身被害等が多発する場合の警報並びにこれらを補完する警戒情報の発表に関し必要な事項を定める。

2 調査及び委員会への報告

県は、毎年度豊凶情報等を調査・分析し、ツキノワグマ保護管理検討委員会（以下「委員会」という。）に報告するとともに、ツキノワグマの出没に関する注意報又は警報（以下「注意報等」という。）の発表の要否について、委員会の意見を聴くものとする。

2 注意報及び警報の発表基準

（1）県は次のいずれかに該当するとき注意報の発表の要否について委員の意見を聴く。

ア 前年秋のブナ、ナラ等の結実が並作又は豊作となったとき。

イ ツキノワグマによる死亡事故が発生したとき、又は前月 1 ヶ月間の人身被害が 5 件を超えたとき。

ウ 当該月（4～10月）のツキノワグマの出没件数が、その月の過去 5 年間の平均値に 1.3 を乗じて得た数値以上になったとき。

エ その他ツキノワグマによる人身被害等の発生が懸念されるとき。

（2）県は、次のいずれかに該当するとき警報の発表の要否について委員の意見を聴く。

ア 注意報の発表後にツキノワグマによる死亡事故が発生したとき。

イ 当該月（4～10月）の出没件数が、その月の過去 5 年間の平均値に 1.5 を乗じて得た数値以上になったとき。

イ その他ツキノワグマの出没による人身被害等の拡大が懸念されるとき。

3 注意報等の発表

県は、委員からの意見を受けて、次により注意報等を発表し、市町村や関係機関、団体等に対し、注意喚起や対策を依頼する。

(1) 注意報の発表

ツキノワグマの例年より多い出没、行動域の拡大等により、人身被害等が増加するおそれがあると予測される場合は、「ツキノワグマの出没に関する注意報」を発表し、注意喚起や対策を講じるよう、市町村や関係機関、団体等に依頼する。

(2) 警報の発表

注意報の発表にかかわらず、人里等での人身被害等が多発する場合は、「ツキノワグマの出没に関する警報」を発表し、なお一層の注意喚起や対策を講じるよう、市町村や関係機関、団体等に依頼する。

4 注意報等を補完する警戒情報の発表

県は、注意報等の発表に先立つ注意や発表後の一層の警戒を喚起するため、注意報等の発表に代えて、又は注意報等とともに、「ツキノワグマの出没に関する警戒情報」を発表することができる。

5 発表内容の周知等

県は、各種媒体を活用し、発表内容について広報に努めるとともに、人身被害等の状況を適宜公表し、関係機関、団体等と連携し、県民等に対する注意喚起等を行う。

また、各地区のツキノワグマ保護管理協議会は、関係市町村等と連携し、住民等に対する注意喚起等を行う。

6 注意報等の発表の終期

原則、その年度の11月30日までとする。

ただし、人身被害の拡大等のおそれがある場合には期間の延長について委員の意見を聴く。

平成 26 年 2 月 28 日 一部改正

平成 27 年 3 月 23 日 一部改正

平成 29 年 月 日 一部改正